

建設工事、工事に伴う委託業務（設計・測量・建設コンサルタント等委託業務）
に係る豊橋市の入札契約制度改正点について（お知らせ）

平成 29 年度、建設工事等に係る入札契約制度を次のとおり改正しますので、ご注意ください。

1、建設工事における最低制限価格制度及び低入札価格調査基準価格制度について
（平成 29 年 4 月 1 日以降に公告、指名通知等を行う案件から適用）

最低制限価格の算定方法を次のとおり引き上げます。

区 分	平成 28 年度	⇒	平成 29 年度
直接工事費	× 0.95		× 0.95
共通仮設費	× 0.9		× 0.9
現場管理費	× 0.8		× 0.9
一般管理費	× 0.55		× 0.55
	合計 × 1.08		合計 × 1.08

※低入札価格調査制度における調査基準価格の算定方式も同様に変更します。

2、工事に伴う委託業務の最低制限価格の採用について
（平成 29 年 4 月 1 日以降に公告、指名通知等を行う案件から適用）

予定価格 500 万円以上の案件で低入札価格調査を試行していますが、新たに予定価格 500 万円未満の案件に最低制限価格制度を適用します。

（低入札価格調査の概要）※現行通り

区分	内 容
対象	予定価格 500 万円以上の工事に伴う委託業務 （設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント）
調査基準価格	積算内容に応じた、計算式により算定
失格判断基準	積算内容に応じた、計算式により算定

（最低制限価格制度の概要）

区分	内 容
対象	予定価格 500 万円未満の工事に伴う委託業務 （設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント）
最低制限価格	積算内容に応じた、計算式により算定（計算式は下表のとおり）

(最低制限価格)

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額×0.4		
建築設計業務	直接人件費の額	特別経費の額 ×0.9	技術料等経費の 額×0.5	諸経費の額 ×0.5
建設コンサルタント 業務 (技術経費を用いない場合)	直接原価の額	その他原価の額 ×0.8	一般管理費等 ×0.3	
地質調査業務	地質調査業務費 (一般)の内、 直接調査費の額	地質調査業務費(一 般)の内、間接調査 費の額×0.7	地質調査業務(解 析)費計の額 ×0.7	地質調査業務費 (一般)の内、諸 経費の額×0.3
補償コンサルタント 業務	直接原価の額	その他原価の額 ×0.8	一般管理費等 ×0.3	

※各項目で算出した額の合計額とする。

○10分の7から10分の9までの範囲で設定(10分の7を下回る場合は10分の7とする)します。

○業務内容が複数にわたる場合は、それぞれの区分で計算した額の合計額とします。

○上記区分となっていない場合であっても、原則、設計内容により上記区分に項目を振り分けて算定します。

○特別なものについては、上記にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で定める額とします。

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページをご覧ください。

入札契約関係規程一覧、工事契約関係 <http://www.city.toyohashi.lg.jp/7308.htm>

3、社会保険等未加入対策の強化について

社会保険等未加入対策を次のとおり実施します。

元請（実施済）	社会保険等の加入を入札参加資格審査申請の登録条件としています。
一次下請（強化）	○社会保険等未加入建設業者の契約を認めません。（契約規則改正） ・未加入者と契約しなければならないときは、理由書を提出してもらい、指定する期間内（1 か月）に加入を義務付け ○未加入建設業者と判明した場合や指定する期間内に加入しなかった場合 ・一次下請契約に係る最終の請負代金の 10%を制裁金として元請業者に請求 ・元請業者を契約違反として指名停止措置 ・工事成績の法令遵守等の評価項目で減点
二次以下下請（強化）	未加入業者であることを確認した場合は、その旨を社会保険等の所管行政庁へ通報します。

※施行は、周知する期間を設け、平成 29 年 10 月 1 日とします。

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページをご覧ください。

本市工事に係る社会保険未加入者対策について <http://www.city.toyohashi.lg.jp/18565.htm>

4. 現場代理人の常駐義務緩和について

現場代理人が兼任できる建築一式工事の要件を 3,500 万円未満から 7,000 万円未満に拡大します。

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページをご覧ください。

入札契約関係規程一覧、工事契約関係 <http://www.city.toyohashi.lg.jp/7308.htm>

5. 工事成績採点表について

評価項目「6. 社会性等」に豊橋公契約条例に関する事項を追加します。

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページをご覧ください。

公共工事の検査等 <http://www.city.toyohashi.lg.jp/7290.htm>

問合せ先 豊橋市契約検査課 工事契約担当 電話 0532-51-2155・2156
豊橋市上下水道局 総務課 電話 0532-51-2705・2706
豊橋市民病院 管理課 電話 0532-33-6278